

# 大阪屋ショッップ戸出店

## 大規模小売店舗立地法に基づく 地元説明会開催のご案内

皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、この度、高岡市戸出町四丁目におきまして、「大阪屋ショッップ戸出店」の新設を計画させていただきました。  
つきましては、大規模小売店舗立地法第7条第1項に基づき、計画地周辺の地域住民の皆様に対し、当該店舗概要の周知を図るため、下記の通り説明会を開催させていただきますので、ご案内申し上げます。

### 開催日時および場所

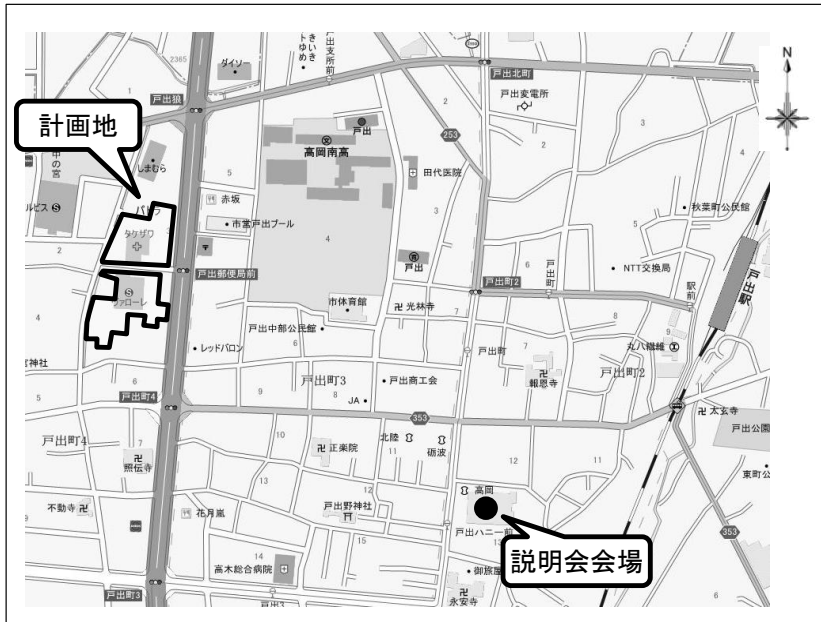
日時： 平成30年3月9日(金) 午後7時より  
場所： 戸出コミュニティセンター  
高岡市戸出町2丁目13-4（下記会場案内図をご参照ください）

### 新設計画の概要

店舗の名称： 大阪屋ショッップ戸出店  
店舗所在地： 高岡市戸出町四丁目1200-1 外38筆  
建物設置者： 株式会社大希(住所:高岡市戸出町四丁目3番28号)  
小売業者： 株式会社大阪屋ショッップ  
営業時間： 午前9時から午後9時  
店舗面積： 2,030㎡

新設予定日 平成30年6月(予定)

### 計画地および会場案内図



本説明会に関するお問合せ先  
株式会社エム・ティ・プラン  
金沢市浅野本町2丁目17-22  
(TEL)076-252-4310

### ○富山県商業まちづくり課より

- 大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。  
届出提出→公告→地元説明会→県の意見通知→新設（営業開始）
- 大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から4か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。詳しくは商業まちづくり課のHPをご覧ください。  
商業まちづくり課HPアドレス：[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1306/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/index.html)